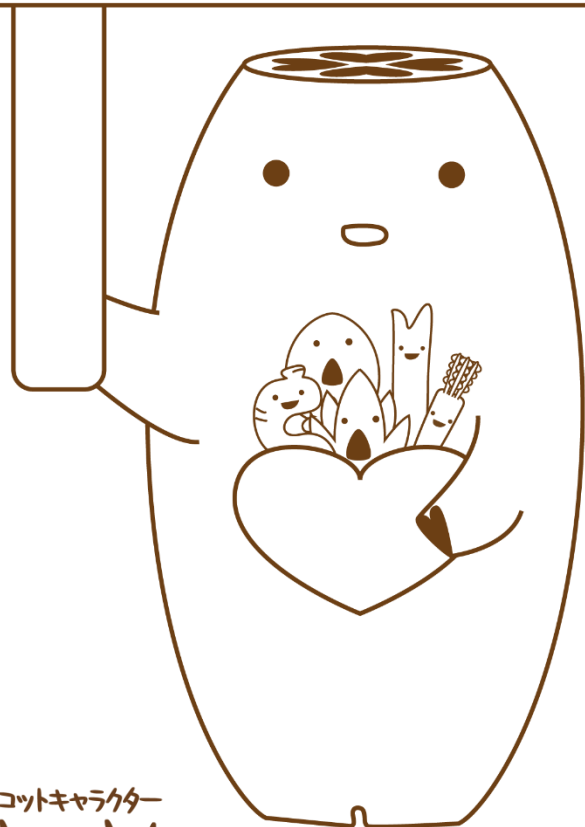


令和8年4月1日～

令和8年度

愛西市
高齢者福祉
ガイドブック



愛西市マスコットキャラクター
あいさいさん

ライフステージごとの支援

75歳から

年齢	後期高齢者		
	75歳	80歳	85歳
サービス・医療など	◆介護保険制度		
	◆介護予防・生活支援サービス事業		
	◆一般介護予防事業		
	◆配食サービス ◆家具転倒防止事業 ◆緊急通報システム ◆高齢者等見守りシステム		
	◆外出支援福祉タクシー料金助成事業 ◆寝具洗濯乾燥サービス ●買い物支援バス事業		
	◆高齢者福祉タクシー料金助成		◆高齢者福祉タクシー料金助成（80歳以上全員）
	■後期高齢者医療制度		
	■後期高齢者福祉医療費制度		
	◆徘徊高齢者等家族支援サービス ◆高齢者見守り訪問事業		
	◆成年後見制度 ●日常生活自立支援事業		
	◆家族介護用品支給事業 ◆家族介護慰労事業		
	◆認知症初期集中支援推進事業 ◆ごみ出し困難者戸別収集事業 ◆高齢者見守りステッカー配布事業 ●車いす移送車貸出事業		
	●福祉用具短期貸出事業 ◆救急医療情報キット		
	●老人クラブ ※シルバー人材センター		
	◆老人福祉センター ◆老人憩いの家		
相談	●弁護士による法律相談 ●相続・登記関係相談 ●行政手続き関係相談		
	●民生児童委員		
	□健康相談 □こころの健康相談		
	◆家族介護者のつどい		
	お住まいの地区の地域包括支援センター		

愛西市高齢者福祉ガイドブック

介護保険でのサービスや高齢者に関わる福祉・保健の制度についてまとめましたので、利用の手引きとしてご活用ください。

目 次

1. 高齢者福祉サービス

- (1) 高齢福祉課 4～8
- (2) 愛西市社会福祉協議会 8～10
- (3) 愛西市権利擁護支援センター 10
- (4) シルバー人材センター 10
- (5) 地域包括支援センター 11
- (6) 老人福祉センター・老人憩いの家 11
- (7) 在宅医療・介護連携支援センター（通称 あまさぼ） .. 12

2. 介護保険

- (1) 申請からサービス利用まで 13
- (2) 居宅（在宅）サービス 14
- (3) 施設サービス 15・16
- (4) 地域密着型サービス 16・17
- (5) その他施設 18

3. 保健・医療

- (1) 医療給付 19・20
- (2) 健康づくり 20～22

4. 年金

- (1) 国民年金 22
- (2) 厚生年金 22

5. 関連機関電話番号一覧表 23

1. 高齢者福祉サービス

(1) 高齢福祉課 ☎ 5 5 - 7 1 1 6 (ダイヤル)

①配食サービス

65歳以上のひとり暮らし高齢者や、食事を作ることが困難な65歳以上の高齢者世帯の方へ、見守りを兼ねて昼食を自宅まで配達します。

- ・利用日…月～金曜日（祝日、年末年始は除く）の希望日
- ・補助額…1食当たり190円



②緊急通報システム

緊急通報装置を貸与し、急病・事故などで救助を必要とするときに、緊急通報センターに通報するシステムです。

- ・対象者…75歳以上のひとり暮らしまたは75歳以上の方のみの世帯
一日において長時間75歳以上の方のみの状態になる方
ひとり暮らしの身体障害者（1級・2級）
身体障害者（1級・2級）で同居者が緊急時に対応することが困難な世帯
- ・利用料…月額500円

③高齢者等見守りシステム

冷蔵庫にセンサーを設置し、冷蔵庫の扉の開閉がないと、市が委託した事業者（受信センター）に通知され、状況に応じて救急車の出動要請や協力員への連絡を行うシステムです。

- ・対象者…75歳以上のひとり暮らしまたは75歳以上の方のみの世帯
一日において長時間75歳以上の方のみの状態になる方
ひとり暮らしの身体障害者（1級・2級）
身体障害者（1級・2級）で同居者が緊急時に対応することが困難な世帯
- ・利用料…月額500円

④家族介護用品費用の給付事業

要介護認定4または5の在宅高齢者に必要な介護用品（紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋、おしりふき・からだふき、ドライシャンプー）を購入した経費の一部を補助します。

- ・対象者…市内在住で、要介護4または5の認定を受けている要介護者（市民税非課税世帯）を、在宅で介護している市内在住の家族の方
- ・補助額…購入した月ごとにおける上限金額5,000円

⑤高齢者福祉タクシー料金助成

タクシー初乗り運賃及び迎車回送料金を助成します。(年度24回)

- ・対象者…80歳以上の方
65歳以上の要介護1～5の認定を受けた方
65歳以上で運転ができない方
- ・対象地域…愛西市、津島市、弥富市、あま市、海部郡、稲沢市



⑥外出支援福祉タクシー料金助成事業

寝たきりや常時車いすが必要で、外出が困難な方が福祉車両で医療機関・社会福祉施設へ外出をする際の費用を一部助成します。(年度96回)

- ・対象者…要支援1・2、要介護1～5または身体障害者手帳1～3級の方で、寝たきりの方、常時車いすを必要とする方
- ・利用料(片道)…【6,000円以下】運賃の1割
【6,001円以上】600円+6,000円を超えた額
(待機や車いす、ストレッチャー、スロープの貸出費用などの経費は補助対象)
- ・対象地域…制限なし

⑦家具転倒防止事業

家具に固定用具(L字金具)を取り付け、地震発生時におけるタンスや書棚などの家具の転倒及び移動による人的被害の軽減を図るものです。(対象家具4組以内)

- ・対象者…65歳以上のひとり暮らしの方
(令和8年度の「家具転倒防止事業」の申込可能人数は5人となります)

⑧高齢者見守りステッカー配布事業

認知症またはその疑いのある高齢者へ二次元コード付きの高齢者見守りステッカーを交付し、その方が行方不明になったとき、早期発見・早期保護することをサポートします。

- ・対象者…65歳以上で事業対象者、要支援1・2、要介護1～5の認定を受けている認知症やその疑いのある方
若年性認知症のある方



⑨徘徊高齢者等家族支援サービス

認知症高齢者が行方不明となった場合、家族が居場所を早期に発見できるよう、認知症高齢者が身に着ける探知機を貸し出します。

- ・対象者…要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた方で、認知症があり徘徊のおそれのある高齢者を在宅で介護している家族
- ・利用料…月額547円(かけつけ料金:30分ごとに2,750円)

⑩高齢者見守り訪問事業

在宅のひとり暮らし高齢者等に対して、安否確認を行うとともに、心を傾けてお話しをお聴きする「見守り訪問員」を派遣します。

- ・対象者…65歳以上で事業対象者、要支援1・2の認定を受けている方

⑪認知症初期集中支援推進事業

認知症の方やその家族に複数の専門職で構成された認知症初期集中支援チーム員（七宝病院内 ☎052-443-7800）が早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行い、自立した生活をサポートします。

- ※対象者…40歳以上で認知症やその疑いがあり、以下のアからウの状況にある方
- ア 認知症の診断を受けていない、または治療を中断している方
- イ 医療サービスや介護サービスなどを利用していない方
- ウ 何らかのサービスは利用しているが、認知症による症状が強く、どのような対応をしてよいか悩み困っている方

⑫家族介護慰労事業

要介護者の介護を行っている家族介護者について、以下の要件をすべて満たしている場合、慰労金を支給します。

- ・対象要件…①要介護者が申請日の前月から過去1年間（以下、「対象期間」という。）継続して要介護4又は5の認定を受けていること
 - ②要介護者が対象期間に介護保険のサービス（年間あたり10日間までの短期入所生活介護又は短期入所療養介護の利用を除く。）及び障害福祉サービスを利用していないこと
 - ③要介護者が対象期間に通算して90日以上入院していないこと
 - ④市民税非課税世帯
 - ⑤要介護者及び家族介護者は、対象期間に継続して同居していること
 - ⑥要介護者及び家族介護者は、介護保険料を滞納していないこと
- ・支給金額…要介護者1人につき10万円

⑬家族介護者のつどい

高齢者や認知症の方の介護をしている家族が集まり、介護の相談や情報交換などを行います。



⑭介護予防・日常生活支援総合事業

65歳以上の方の介護予防と日常生活の自立を目的として次の事業を行います。
利用を希望される方は、お住いの地区の地域包括支援センターまでご相談ください。

介護予防・生活支援サービス事業

サービス名	内 容
訪問型サービス	対象者宅への訪問による身体介護や掃除・洗濯・ゴミ出し等の生活援助、通院等の送迎前後の付添い支援
通所型サービス	地域の通いの場等での生活支援や機能訓練、レクリエーション等
生活支援サービス	配食サービス、高齢者見守り訪問事業

・対象者…要介護認定で要支援1・2と認定された方

基本チェックリストにより事業対象者と判断された方

※基本チェックリストは地域包括支援センターが実施します。

※地域包括支援センターについての詳細はP11をご覧ください。

※サービスを利用する場合は、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成が必要です。

一般介護予防事業

事業名	内 容
愛西おでかけサロン	体操やゲーム、交流会等を行い、認知症・うつ・閉じこもりの予防を図ります。（市内6か所で開催）
脳若トレーニング教室	体操やタブレット端末を利用したゲーム等を行い、認知症予防・認知機能の維持向上を図ります。（市内3か所で開催）
認知症予防教室	コグニサイズやリズム体操等の運動を行い、認知症予防・認知機能の維持向上を図ります。 ※コグニサイズとは、「頭」と「からだ」を同時に使うことによって、心身の機能を向上させる運動プログラム。
フレイル予防教室	運動・栄養・口腔等の講義や体力測定及び運動実技を行い、フレイル予防を図ります。
ヨガ教室	ヨガで心地よくからだを動かし、心とからだの健康を図ります。
水中運動教室	水中での運動効果をねらい、水中ウォーキングやアクアビクス、体力測定を行います。

・対象者…65歳以上の全ての方

⑮救急医療情報キット

密閉できるボトルなどの容器の中へ「かかりつけの病院」「持病」「飲んでいる薬」などの医療情報、「名前や住所」「緊急連絡先」などの個人情報を記入した「安心シート」を入れておき、自宅の冷蔵庫に保管していただくものです。玄関ドアの裏側や保管している冷蔵庫に専用のステッカーを貼り付けていただくと、緊急時の際など、本人が状況を説明できない場合、駆け付けた救急隊や搬送先の医療機関が記入された情報を活用することができます。

⑩ごみ出し困難者戸別収集事業

家庭ごみを集積場所まで持っていくことが困難な世帯に対して、週1回決まった曜日にごみ収集を行います。

・対象世帯

市内に住所を有し、自力でのごみ出しが困難で、当該世帯の親族、近隣住民等の協力を得ることが困難である次に該当する方のみで構成される世帯。

※当該世帯の親族に18歳未満の方は含みません。

- ・介護保険の要介護1以上の認定を受けている方
- ・身体障害者手帳の交付を受けている方で、肢体不自由又は視覚障害の1級又は2級に該当する方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、等級区分が1級に該当する方
- ・療育手帳の交付を受けている方で、判定区分欄にAと記載されている方

(2) 愛西市社会福祉協議会 ☎37-3313

(江西町宮西38 八開総合福祉センター内)

①寝具洗濯乾燥サービス (愛西市の委託事業)

寝具の衛生管理が困難な方に対して寝具の洗濯及び乾燥を行います。

・対象者…市内在住の、

- ・65歳以上のひとり暮らしの方で、要介護1～5の認定を受けている方
- ・65歳以上の高齢者のみの世帯で、要介護1～5の認定を受けている方
- ・身体障害者1級または2級を受けている方
- ・知的障害者A判定を受けている方
- ・精神障害者1級を受けている方

・対象寝具…敷布団・掛布団・毛布・シーツ 合計3枚まで (同一種2枚以内)

・実施回数…年1回

②愛西市民生委員・児童委員 (愛西市の委託事業)

民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐ「パイプ役」を務めます。

相談のほか、高齢者世帯への訪問調査や原則毎月開催される定例会に出席し、委員同士や関係機関との情報共有を行っています。

お住まいの地区の民生委員・児童委員を確認したい方は、高齢福祉課までお問合せください。

③老人クラブ (愛西市の委託事業)

地域を単位に組織されており、概ね60歳以上から加入できます。

教養の向上、健康増進、社会奉仕、世代交流などの活動をしています。

④法律相談（愛西市の委託事業）

弁護士が法律に関する専門的な相談に無料で応じます。（1件30分以内）

※事前に愛西市社会福祉協議会へ予約が必要です。

実施日時：毎月第2・4金曜日 13：30～15：30

開催場所：前月の広報にてお知らせします。

※相談の予約は相談月の前月の1日（土・日・祝日等休業日は翌開業日）から受付開始です。

相談は1回4組、相談時間1組30分、同一案件の再相談はできません。

⑤相続・登記関係相談

司法書士が無料で相談に応じます。（1件30分以内）

※事前に愛西市社会福祉協議会へ予約が必要です。

実施日時：毎月第3木曜日 13：00～15：00

開催場所：愛西市役所（偶数月）または八開総合福祉センター（奇数月）

※相談の予約は相談月の1日（土・日・祝日等休業日は翌開業日）から受付開始です。

相談は1回4組、相談時間1組30分、同一案件の再相談はできません。

⑥行政手続き関係相談

行政書士が無料で相談に応じます。（1件30分以内）

※事前に愛西市社会福祉協議会へ予約が必要です。

実施日時：毎月第4水曜日 13：00～15：00

開催場所：愛西市役所（偶数月）または八開総合福祉センター（奇数月）

※相談の予約は相談月の1日（土・日・祝日等休業日は翌開業日）から相談日の前週の火曜日までです。

相談は1回4組、相談時間1組30分、同一案件の再相談はできません。

⑦買い物支援バス事業

自分で買い物に出かけることが困難な高齢者を店舗まで送迎します。

- ・対象者…市内在住の満65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者世帯で次に該当する方

※店舗までの移動手段を持たない等の理由により、自力で買い物に出かけることが困難な方

- ・事前に利用登録が必要です。
- ・利用登録者に予定表を送付します。事前予約後利用できます。
- ・自宅近くの指定場所から店舗までの送迎です。
- ・付添はありません。ご自身で乗車場所までの移動、車の乗降、買い物時の支払い等ができることが必要です。

⑧福祉用具短期貸出事業

車いすや介護ベッド等福祉用具を無料で1ヶ月以内（最大6ヶ月まで延長可）貸し出します。

※用具の運搬は利用者で対応をお願いします。

⑨車いす移送車貸出事業

車いすを利用している障害者や高齢者の日常生活の利便や社会活動の促進を図るため、車いすに座ったまま移送することのできる軽自動車を貸し出します。

- ・対象者…市内在住の社会福祉協議会会員で、車いすを利用している障害をお持ちの方や高齢者などで、運転者を確保することのできる方
- ・利用料…無料（燃料費については、実費相当分の負担が必要です。）
- ・利用時間…平日の午前8時30分から翌日の午後5時15分までの間
※土・日・祝日・年末年始をはさむ場合は、その翌日までの間

⑩日常生活自立支援事業

判断能力が必ずしも十分でない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの方々が福祉サービスを適切に利用できるよう、生活支援員が援助（福祉サービス利用の相談や日常的なお金の出し入れなど）を行うものです。

（3）愛西市権利擁護支援センター

認知症などにより、ものごとを理解したり判断したりすることが難しくなった方の財産や権利を守る制度について広く周知し、制度が活用できるよう相談支援をします。

（内容）・利用促進のための広報啓発

- ・当事者や家族、関係機関の相談窓口
- ・利用手続きの支援

問 ふくしの相談窓口（稲葉町米野 220-1） ☎ 31-6232

（4）シルバー人材センター

概ね60歳以上の健康な方で、長年の経験や技能を生かして臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業を希望する方は、シルバー人材センターの会員となって働くことができます。

- ・仕事の内容…家事援助・草刈・草取・清掃など屋内外一般作業、
樹木剪定・襖障子張・刃物研ぎなど技能作業、
樹木消毒などの軽作業管理業務 など
- ・会費等…年3,000円（会費2,000円+保険料1,000円）

問 公益社団法人 愛西市シルバー人材センター

本所（小津町観音堂 27 佐織総合福祉センター内） ☎ 24-5588
佐屋支所（大井町前田面 215 永和地区公民館内） ☎ 69-5930
立田支所（石田町宮前 19） ☎ 24-7112

(5) 地域包括支援センター（愛西市の委託事業）

主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが中心となって高齢者の相談や支援を行います。高齢者やご家族の方に、電話や面接、訪問による相談を行います。

『主な相談内容』

- ・家族介護の仕方、福祉、介護予防、高齢者虐待、権利擁護などの相談に応じます。
- ・介護保険制度やサービス利用の方法を説明します。
- ・要支援1・2と認定された方、基本チェックリストにより事業対象者と判断された方の介護予防ケアプランの作成を行います。

佐屋地区 佐屋苑地域包括支援センター ☎ 32-1999
大井町浦田面 268-6（愛厚ホーム佐屋苑内）

立田・八開地区 愛西市社協地域包括支援センター ☎ 37-5333
江西町宮西 38（八開総合福祉センター内）

佐織地区 愛西市社協佐織地域包括支援センター ☎ 23-0988
町方町彦作堤内 48

(6) 老人福祉センター・老人憩いの家

高齢者の心身の健康の増進を目的に、60歳以上の市民が教養の向上及びレクリエーション等のための場として利用できる施設です。

日曜日、祝日及び年末年始は休館です。

佐屋老人憩いの家・藤浪老人憩いの家の利用については、事前に予約が必要です。

施設名	住所・電話番号	開館日・時間
佐屋老人福祉センター 「湯の花の里」	大井町浦田面 297 32-2355	月曜日～土曜日 9:00～16:00 (入浴時間 9:00～16:00)
佐織老人福祉センター (佐織総合福祉センター内)	小津町観音堂 27 24-9733	※「湯の花の里」は、毎月第3月曜日は 源泉調査のため入浴できません。
八開老人福祉センター (八開総合福祉センター内)	江西町宮西 38 37-3313	月曜日～土曜日 9:00～16:00
佐屋老人憩いの家 (佐屋児童館併設)	須依町東田面 6 23-4554	月曜日～土曜日 9:00～17:00
藤浪老人憩いの家	町方町彦作堤外 59 (予約先) 高齢福祉課 55-7116	

(7) 在宅医療・介護連携支援センター (通称 あまさぼ)

医療・介護関係者が連携し、在宅療養する方が適切な医療・介護を受けられるよう支援します。

問 在宅医療・介護連携支援センター あまさぼ

☎ 58-5989

★高齢福祉サービスについて、以下の二次元コードを読み取れば市ホームページを確認できます。

①配食サービス		②緊急通報システム		③高齢者等見守りシステム	
④家族介護用品費用の給付事業		⑤高齢者福祉タクシー料金助成		⑥外出支援福祉タクシー料金助成事業	
⑧高齢者見守りステッカー配布事業		⑨徘徊高齢者等家族支援サービス		⑪認知症初期集中支援推進事業	
⑬家族介護者のつどい		⑭介護予防・日常生活支援総合事業		寝具洗濯乾燥サービス	

2. 介護保険

介護保険は、40歳以上の方が保険料を納め、介護が必要なときに認定を受けて、サービスを利用する制度です。

※40歳～64歳の方は、介護保険で対象となる病気（特定疾病）が指定されており、特定疾病に該当する方のみ認定を受けることができます。

(1) 申請からサービス利用まで

①申請

本人や家族などが被保険者証を持参のうえ、各庁舎窓口にて申請します。（申請書は市役所窓口または市ホームページにあります。）居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及び介護保険施設に申請を代行してもらうこともできます。

②主治医の意見書

主治医が傷病や心身の状態を記載した意見書を作成します。

③訪問調査

市の職員または市が委託した調査員が自宅や病院などを訪問し、心身の状態を調べるために本人と家族等への聞き取り調査を行います。

④審査（判定）

訪問調査の結果や主治医の意見書をもとにコンピュータにより介護の必要度（要介護度）を判定します。《一次判定》

一次判定の結果と主治医の意見書、訪問調査時の特記事項をもとに介護認定審査会で審査し、要介護度が決まります。《二次判定》

⑤認定結果通知

判定結果と新しい被保険者証は、申請した日から原則として30日以内に通知します。負担割合証も併せて送付します。

⑥介護サービス計画の作成

- ・要介護1～5と認定された方

どのようなサービスが必要か、本人や家族が介護支援専門員（ケアマネジャー）と相談して介護サービスのケアプランを作成します。

- ・要支援1・2と認定された方

どのようなことで困っているのか、本人や家族が地域包括支援センターの職員と相談して介護予防サービスの介護予防ケアプランを作成します。

⑦介護サービスの利用

ケアプランや介護予防ケアプランに基づいて、さまざまな居宅（在宅）サービスを組み合わせて利用できます。所得に応じて費用の1割～3割が利用者負担となります。

(2) 居宅（在宅）サービス

①訪問介護（ホームヘルプサービス）

自宅でホームヘルパーによる入浴、排泄、食事などの身の回りの世話が受けられます。

②訪問看護

医師の指示により、看護師や保健師などが自宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助をします。

③訪問入浴介護

移動入浴車などで自宅を訪問し、入浴のサービスが受けられます。

④訪問リハビリテーション

医師の指示により、理学療法士、作業療法士が訪問し、心身の機能維持や回復を目指しリハビリを行います。

⑤通所介護（デイサービス／日帰り）

通所介護施設で食事・入浴などの介護サービスや機能訓練が日帰りで受けられます。

⑥通所リハビリテーション（デイケア／日帰り）

介護老人保健施設や医療機関等に通って機能訓練などが受けられます。

⑦居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などによる薬の飲み方、食事など療養上の管理や指導が受けられます。

⑧短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

⑨短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的管理のもとでの医療、介護、機能訓練などが受けられます。

⑩福祉用具の貸与

車いす、特殊ベッドなどを借りられます。

※要支援1・2、要介護1の方は利用できる品目に制限があります。

⑪特定福祉用具購入費の支給

腰掛便座、入浴補助用具などの購入費が介護保険で給付されます。

⑫住宅改修費の支給

手すりの設置や段差を解消するような小規模な住宅改修の費用が介護保険で給付されます。

⑬居宅介護支援（介護サービス計画の作成）

ケアプラン作成、サービスの調整などをケアマネジャーが行います。

⑭特定施設入所者生活介護

有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）＜原則、要介護3以上の方＞

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排泄などの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。

② 介護老人保健施設＜要介護1以上の方＞

病状が安定した方で、家庭復帰するための機能訓練、看護、介護を受けられます。

③ 介護医療院（療養病床など）＜要介護1以上の方＞

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療機関で医療や看護などを受けられます。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

施設名	所在地	電話番号
愛厚ホーム佐屋苑	愛西市大井町浦田面 268-6	0567-32-1777
特別養護老人ホーム 悠々の里	愛西市小茂井町宮浦 64-1	0567-28-6618
明範荘 特別養護老人ホーム	愛西市赤目町山之神 30-1	0567-33-3077
特別養護老人ホーム 佐織寿敬園	愛西市西川端町南須原 4-1	0567-37-3030
特別養護老人ホーム 恵寿荘	津島市唐臼町半池 72-6	0567-32-2631
特別養護老人ホーム 長寿の里・津島	津島市江西町 1 丁目 3-1	0567-28-0294
介護老人福祉施設 第二陽だまりの里	津島市寺野町字好土 44	0567-69-7999
特別養護老人ホーム 輪中の郷	弥富市大藤町 5-3	0567-65-5531
特別養護老人ホーム 長寿の里・十四山	弥富市六條町大崎 69-1	0567-52-3294
特別養護老人ホーム おふくろの家	弥富市又八 2 丁目 128-1	0567-67-7201
特別養護老人ホーム あま恵寿荘	あま市二ツ寺西高須賀 2	052-445-0211
特別養護老人ホーム 第Ⅱあま恵寿荘	あま市坂牧向江 24	052-462-0124
特別養護老人ホーム カリヨンの郷	蟹江町大字今字伊勢苗代 1-1	0567-95-8830
特別養護老人ホーム やすらぎの里	飛島村大宝字八島 113-1	0567-52-1800
特別養護老人ホーム 希望の郷 大治	大治町大字中島字中田 103	052-445-7300

介護老人保健施設

施設名	所在地	電話番号
介護老人保健施設 ハレルヤ園	愛西市西保町北川原 179-145	0567-22-2079
老人保健施設 第一アメニティつしま	津島市東柳原町 3 丁目 47-1	0567-24-0112
老人保健施設 六寿苑	津島市南新開町 1 丁目 112-1	0567-23-3611
介護老人保健施設 パビリオン	津島市葉苺町字綿掛 56	0567-24-0114
介護老人保健施設 第 2 六寿苑	津島市杵前町 5 丁目 31-1	0567-22-2622
介護老人保健施設 ペジューブル弥富	弥富市神戸 2 丁目 53	0567-74-0770
医療法人宝会老人保健施設 七宝園	あま市七宝町下田矢倉下 1433	052-445-5411
医療法人藤枝会 老人保健施設 四季の里	大治町大字西條字柳原 37-1	052-441-5122
医療法人宝会 介護老人保健施設 セーヌ蟹江	蟹江町須成西 7 丁目 90-1	0567-94-3133
介護老人保健施設 かにえ	蟹江町蟹江新田佐屋川東 48-1	0567-96-7001
介護老人保健施設 ヴィラとびしま	飛島村服岡 4 丁目 1-1	0567-52-2290

介護医療院

施設名	所在地	電話番号
医療法人宏徳会 安藤病院介護医療院	津島市唐臼町半池 72-1	0567-31-4070
介護医療院 津島中央病院	津島市葉苺町字綿掛 63	0567-24-0111

(4) 地域密着型サービス ※原則、愛西市民のみ利用できます。

①小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせ、食事、入浴などの介護や支援が受けられます。

事業所名	所在地	電話番号
小規模多機能型居宅介護事業所悠縁	愛西市甘村井町勘十田割 21-2	0567-23-5855
ニチイケアセンター愛西	愛西市南河田町高台 87	0567-22-2711

②認知症対応型共同生活介護（グループホーム）＜要支援2以上の方＞

認知症の高齢者が共同で生活できる場（住居）で、食事、入浴、排泄などの介護や機能訓練などが受けられます。

事業所名	所在地	電話番号
グループホーム悠縁	愛西市甘村井町勘十田割 21-2	0567-24-7377
グループホームアリスの家	愛西市町方町大山田 104	0567-24-5558
ガーデンホーム赤目	愛西市赤目町山之神 80	0567-97-3095

③地域密着型通所介護

少人数の通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスが受けられます。

事業所名	所在地	電話番号
デイサービスセンター悠縁	愛西市甘村井町勘十田割36	0567-55-7025
デイサービスわごころ	愛西市東條町高田10-5	0567-69-6232
老人デイサービスセンター悠々の里	愛西市小茂井町宮浦64-1	0567-28-6618
デイサービスセンターひまわり	愛西市勝幡町東町264	0567-28-3670
デイサービス蓮香	愛西市北河田町蓮田6-1	0567-31-7746
通所介護シャオ	愛西市草平町江ノ田51-1	0567-31-6700

④認知症対応型通所介護

認知症の高齢者のための通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスが受けられます。

事業所名	所在地	電話番号
ma・maison 愛西ガーデン1	愛西市山路町野方 149-132	0567-22-5567
ma・maison 愛西ガーデン2	愛西市山路町野方 149-132	0567-22-5567

(5) その他施設

《養護老人ホーム》

施設名	所在地	電話番号
明範荘	愛西市赤目町山之神 30-1	0567-33-3077
天王川荘	津島市中地町 4-65	0567-26-2872

- ・対象者…65歳以上で身体もしくは精神的理由、家庭環境、経済的理由により家庭介護が受けられない方

《軽費老人ホーム（ケアハウス）》

施設名	所在地	電話番号
ジュケイエン	愛西市西川端町南須原 4-1	0567-37-3030
陽だまりの里	津島市下切町字見祢ツ 11	0567-23-1001
カリヨンの郷	蟹江町大字今字伊勢苗代 1-1	0567-95-8830
ルンビニ大治	大治町大字中島字大門先 141	052-445-6681
あま	あま市二ツ寺西高須賀 2	052-445-0211

- ・対象者…概ね60歳以上で家庭環境や住宅事情により家庭で生活することができない方

《有料老人ホームなど》

施設名	所在地	電話番号
ゆず庵	愛西市柚木町東田面 1122-12	0567-55-8668
ナーシングホーム寿々 愛西	愛西市北一色町北田面 262-1	0567-55-8701
サービス付高齢者向け住宅悠縁	愛西市甘村井町勘十田割 36	0567-55-7021
介護付き有料老人ホーム 和らぎ西保町	愛西市西保町六十坪 41-1	0567-22-1025
すまいるシニアホーム	愛西市大井町七川北 61	0567-33-1003
ひまわり会館愛西	愛西市善太新田町十割下 1-4	0567-32-3015
シルバーマンション キリン愛西	愛西市善太新田町十一下 86-1	0567-31-6500
愛西ガーデン	愛西市山路町野方 149-130	0567-27-0211
シニアハウス オヅ	愛西市小津町古堤 522-1	0567-69-6531
クレソン	愛西市勝幡町東町 279	0567-69-6557
ハイジの家	愛西市町方町大山田 105	0567-69-6660
ピーターラビットの家	愛西市町方町二ツ橋 104	0567-23-2411
喜ら里 愛西	愛西市町方町南堤外 97-1	0567-28-1788
小規模有料ホーム古都さおり館	愛西市湊高町上八反 31-3	0567-69-5106

- ・対象者…設置者との自由契約に基づき入所を希望する高齢者

※軽費老人ホーム（ケアハウス）・有料老人ホームの内、介護保険の在宅サービス（P.14 ⑭特定施設入所者生活介護）を受けることができる施設もあります。

3. 保健・医療

(1) 医療給付

①高齢者の医療費制度

70歳になると、医療機関で受診するときの自己負担割合などが変わります。対象となるのは70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の方はその月）からです。※ただし、収入や所得により自己負担限度額に変更が生じる場合があります。

自己負担限度（月額）

所得区分	外来＋入院（世帯単位）	
	外来（個人単位）	
課税所得 690万円以上	252,600円＋	(医療費－842,000円) ×1% ^{※1}
課税所得 380万円以上	167,400円＋	(医療費－558,000円) ×1% ^{※2}
課税所得 145万円以上	80,100円＋	(医療費－267,000円) ×1% ^{※3}
一般 (課税所得145万円未満等)	18,000円 (年間限度額 144,000円)	57,600円 ^{※3}
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

※1 過去12ヶ月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は140,100円です。

※2 過去12ヶ月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は93,000円です。

※3 過去12ヶ月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円です。

●低所得Ⅱ＝同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人（低所得Ⅰ以外の人）。

●低所得Ⅰ＝同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80.67万円として計算）を差し引いたときに0円となる人。

●75歳到達月は、国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1となります。

問 保険年金課 ☎55-7119（ダイヤル）

②後期高齢者医療制度

75歳以上の方または65歳以上で障害（身体障害者手帳1～3級、4級の一部、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A判定）を持ち、広域連合の認定を受けた方が加入する制度です。収入や所得に応じて自己負担割合などが変わります。

負担区分	負担割合	自己負担限度額（月額）	
		個人の限度額 （外来のみ）	世帯の限度額 （外来＋入院）
現役並み所得Ⅲ （課税所得690万円以上）	3割	252,600円＋（医療費－842,000円）×1% [※1 140,100円]	
現役並み所得Ⅱ （課税所得380万円以上）		167,400円＋（医療費－558,000円）×1% [※1 93,000円]	
現役並み所得Ⅰ （課税所得145万円以上）		80,100円＋（医療費－267,000円）×1% [※1 44,400円]	
一般	2割 又は 1割	18,000円 [※2 144,000円]	57,600円 [※1 44,400円]
区分Ⅱ ※3	1割	8,000円	24,600円
区分Ⅰ ※4			15,000円

- ※1 診療月を含め過去12か月に3回以上、世帯（外来＋入院）の支給対象となっている場合は、4回目以降の世帯（外来＋入院）の自己負担限度額は[]内の金額となります。
- ※2 年間（8月から翌月7月まで）144,000円を上限とします。
- ※3 区分Ⅱに該当する方とは、世帯全員が住民税非課税である方で、区分Ⅰに該当しない方
- ※4 世帯全員の各種所得（世帯の方で給与所得がある方は、その給与所得については、税法の規定により計算した金額から10万円を控除した金額（その金額が0を下回れば0）とし、公的年金は控除額を80.67万円（計算）が0円の方等

問 保険年金課 ☎ 5 5 - 7 1 1 9（ダイヤルイン）

③後期高齢者福祉医療費制度

前記②の被保険者で、次の条件に該当し、市の認定を受けた方が医療機関で受診した場合の医療費の自己負担分（保険診療分）を助成する制度です。

- ・対象者…住民税非課税世帯に属するねたきりまたは認知症の状態で、要介護4または5の認定を受けている方（3ヶ月以上継続している方、扶養されている方は扶養者も住民税非課税であること）
 - 障害者医療費受給資格者
 - 精神障害者医療費受給資格者
 - 母子父子家庭医療費受給資格者（所得制限有り）
 - 戦傷病者（所得制限有り）
 - 精神障害者（措置・入院）
 - 結核患者（措置・入院など）

問 保険年金課 ☎ 5 5 - 7 1 1 9（ダイヤルイン）

（2）健康づくり

若い年代からの健康づくりが特に大切であるため、健康増進法による保健事業を行います。

① 健康手帳の交付

医療、健康診査、健康相談の結果などを記録するための手帳を交付します。

② 健康教育

健康講話の実施により、心身の健康に関する正しい知識の普及を行います。

③ 健康相談

保健師による血圧測定、尿検査、個別相談を行います。健康診査結果の相談もを行います。

④ こころの健康相談

保健師によるご自身及び家族の心の健康についての相談を行います。

⑤ 家庭訪問

保健師・歯科衛生士・管理栄養士が、家族を訪問し健康に関する情報を提供します。

⑥ がん検診・予防接種など

区分	対象者	費用	実施場所
胃がん検診 大腸がん検診 肺がん検診	40歳以上の方 (胃内視鏡検査は50歳以上)	有料	指定 市内 医療 公共 機関 施設
前立腺がん検診	50歳以上の男性		
乳がん検診	30歳以上の女性		
子宮がん検診	20歳以上の女性		
骨粗しょう症検診	40歳から5歳刻みの節目年齢の方		市内 公共 施設
歯周病検診	20,25,30,35,40,45,50,55,60,70歳の方	無料	指定 医療 機関
高齢者インフル ンザ予 防接種	標準量 ・65歳以上の方 ・60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能障害(身体障害者1級相当)のある方	1,500円	
	高用量 ・75歳以上の方	3,700円	
高齢者肺炎球菌予 防接種	・65歳の方 ・60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能障害(身体障害者1級相当)のある方	4,600円	
高齢者新型コロナウ イルス感染症予 防接種	・65歳以上の方 ・60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能障害(身体障害者1級相当)のある方	6,000円	
高齢者帯状疱疹予 防接種	・年度内に65歳となる方 ・60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(身体障害者1級相当)がある方 ・年度内に70,75,80,85,90,95,100歳となる方(令和7～11年度の経過措置)	生ワクチン (ビケン) 3,000円 組換えワクチン (シグブリックス) 7,000円/回	

※ 受診方法など詳しくは、健康推進課(佐屋保健センター)にお問い合わせください。

※ 生活保護世帯の方は無料(事前に申請が必要)です。

問 健康推進課(佐屋保健センター) ☎ 28-5833

⑦ 特定および後期高齢者医療健康診査・特定保健指導

生活習慣病や心身機能低下の早期発見、重症化予防のための健康診査を行います。

- ・対象者…国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者で40歳以上の方
 ※国民健康保険及び後期高齢者医療制度以外の方は、加入している医療保険者にお尋ねください。

問 保険年金課 ☎ 55-7119 (ダイヤル)

4. 年金

(1) 国民年金

名 称	概 要	対 象 者
老齢基礎年金	国民年金の保険料を納めた期間（厚生年金や共済組合の加入期間を含む）や保険料の納付を免除されていた期間が10年以上※ ¹ ある方が65歳※ ² になったときに受けられます。 この他に、付加年金、障害基礎年金などがあります。	大正15年4月2日以後に生まれた方
老齢福祉年金	70歳になったときから支給されています。ただし、所得額により支給が停止されることがあります。	明治44年4月1日以前に生まれた方
寡婦年金	第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間も含む）が10年以上※ ³ あり、一度も年金を受けることなく死亡した方の妻（10年以上の婚姻関係「事実婚を含む」）には、60歳から65歳の間、その4分の3が支給されます。 この他に、死亡一時金や18歳未満の子がある場合の遺族基礎年金などがあります。	大正15年4月2日以後に生まれた方で老齢基礎年金受給前に死亡した方の妻

※1 平成29年8月1日から25年以上が10年以上に短縮されました。

※2 60歳から64歳の繰上げ、66歳以上の繰下げ支給も請求できます。この場合、年金額が増減します。

※3 平成29年8月1日より前に死亡の場合、25年以上の期間が必要です。

問 保険年金課 ☎ 55-7119 (ダイヤル)

(2) 厚生年金

名 称	概 要
老齢厚生年金	厚生年金の被保険者期間があつて、国民年金の老齢基礎年金の受給資格を満たした方が65歳になったときに受けられます(加入期間が原則として10年以上※必要)。また、生年月日に応じて定められた年齢から報酬比例部分相当の老齢厚生年金が支給されます。 この他に、障害厚生年金、遺族厚生年金などがあります。 ※平成29年8月1日から25年以上が10年以上に短縮されました。

厚生年金のお問い合わせは、年金事務所へお願いします。

問 中村年金事務所 ☎ 052-453-7200

5. 関連機関電話番号一覧表

施設名	TEL	FAX
愛西市役所（代表）	26-8111	26-1011
高齢福祉課（ダイヤルイン）	55-7116	26-5515
保険年金課（ダイヤルイン）	55-7119	
健康推進課（佐屋保健センター）	28-5833	28-8001
愛西市消防本部・消防署	26-1100	25-1347
地域包括支援センター		
佐屋苑地域包括支援センター	32-1999	32-0009
愛西市社協地域包括支援センター	37-5333	37-3315
愛西市社協佐織地域包括支援センター	23-0988	23-0987
愛西市社会福祉協議会	37-3313	37-3318
愛西市権利擁護支援センター （ふくしの相談窓口）	31-6232	31-6233
愛西市シルバー人材センター 本所	24-5588	23-6830
佐屋支所	69-5930	69-5931
立田支所	24-7112	31-9911
愛知県認知症電話相談 （認知症の人と家族の会・愛知県支部） （開設日時：平日 10:00～16:00）	0562- 31-1911	0562- 33-7102



あいさいさん